

# 令和7年第6回太子町議会定例会（第517回町議会）会議録（第1日）

令和7年8月27日

午前10時開会

## 議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 報告第4号 太子町債権管理条例に基づく債権の放棄の報告について
- 6 報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 7 報告第6号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について
- 8 同意第3号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めるについて
- 9 承認第3号 功労者等の承認について
- 10 議案第55号 令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）
- 11 議案第56号 令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 12 議案第57号 令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第58号 令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 14 議案第59号 令和7年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）
- 15 議案第60号 令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 16 議案第61号 備品購入契約の締結について（パソコン等）
- 17 議案第62号 備品購入契約の締結について（4種公認更新に係る陸上競技用備品）
- 18 議案第63号 公の施設の区域外設置に関する協議について
- 19 議案第64号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第65号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第66号 太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第67号 太子町保健福祉社会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第68号 太子町総合公園体育施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 24 議案第69号 太子町総合公園体験学習施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 25 議案第70号 太子町学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について
- 26 議案第71号 太子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 27 議案第72号 太子町立南総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 28 議案第73号 太子町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 29 議案第74号 太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 30 議案第75号 太子町地域交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 31 議案第76号 太子町立町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 32 議案第77号 太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定

について

- 33 議案第78号 太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 34 議案第79号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 35 議案第80号 太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 36 認定第1号 令和6年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 37 認定第2号 令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 38 認定第3号 令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 39 認定第4号 令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 40 認定第5号 令和6年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 41 認定第6号 令和6年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
- 42 認定第7号 令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について  
(認定第1号～認定第7号についての監査委員の審査報告)

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 報告第4号 太子町債権管理条例に基づく債権の放棄の報告について
- 6 報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 7 報告第6号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について
- 8 同意第3号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることがありますについて
- 9 承認第3号 功労者等の承認について
- 10 議案第55号 令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）
- 11 議案第56号 令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 12 議案第57号 令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第58号 令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 14 議案第59号 令和7年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）
- 15 議案第60号 令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 16 議案第61号 備品購入契約の締結について（パソコン等）
- 17 議案第62号 備品購入契約の締結について（4種公認更新に係る陸上競技用備品）
- 18 議案第63号 公の施設の区域外設置に関する協議について
- 19 議案第64号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第65号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第66号 太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第67号 太子町保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第68号 太子町総合公園体育施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 24 議案第69号 太子町総合公園体験学習施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 25 議案第70号 太子町学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について
- 26 議案第71号 太子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 27 議案第72号 太子町立南総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の

制定について

- 28 議案第73号 太子町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
29 議案第74号 太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
30 議案第75号 太子町地域交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
31 議案第76号 太子町立町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
32 議案第77号 太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
33 議案第78号 太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について  
34 議案第79号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について  
35 議案第80号 太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
36 認定第1号 令和6年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について  
37 認定第2号 令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
38 認定第3号 令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
39 認定第4号 令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
40 認定第5号 令和6年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
41 認定第6号 令和6年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について  
42 認定第7号 令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について  
(認定第1号～認定第7号についての監査委員の審査報告)

会議に出席した議員

1番	吉田智子	2番	山本順久
3番	玉田晶久	5番	松浦崇志
6番	出原賢治	7番	森田哲夫
9番	中藪清志	10番	藤澤元之介
11番	清原良典	13番	中島貞次
14番	堀卓史	15番	首藤佳隆

会議に欠席した議員

4番	桑名幸夫	8番	玉田正典
----	------	----	------

会議に出席した事務局職員

局長	田中秀彦	書記	蛭井のり子
書記	井手典子		

説明のため出席した者の職氏名

町長	沖汐守彦	副町長	榮藤雅雄
教育長	糸井香代子	総務部長	森文彰
生活福祉部長	藏屋一彦	経済建設部長	富岡泰造
教育次長	福井照子	財政課長	池田誠
監査委員	朝生有恒		

### 議長挨拶

○議長（首藤佳隆） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして一言御挨拶を申し上げます。

今年も猛暑と言える真夏が続き、まだまだ残暑厳しい折ではございますが、議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに令和7年第6回太子町議会定例会（第517回町議会）が開会できることは、町政伸展のため、誠に御同慶に堪えません。

さて、本期定例会は人事案件をはじめ、条例改正、補正予算、令和6年度一般会計、特別会計企業会計の決算認定など、多数の重要な案件を長期間にわたり御審議いただくことになっております。さらに、会期中には令和6年度決算審議のため、一般会計決算委員会の設置も予定されているところであります。何とぞ議員各位におかれましては格別の御精励を賜り、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げまして、誠に簡単措辞ではございますが、開会の御挨拶といたします。

町長。

### 町長挨拶

○町長（沖汐守彦） 令和7年第6回太子町議会定例会（第517回町議会）が開会されるに当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

この夏は災害級とも言われる厳しい暑さが続きまして、連日のように熱中症警戒アラートが発表されております。また、台風や線状降水帯の発生によりまして各地で甚大な被害が生じております。亡くなられた皆様の御冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げます。そして、一刻も早い復旧復興を願うものであります。

さて、議員各位におかれましては公私とも大変御多用のところを御健勝にて本会議に御出席をいただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。また、平素は町行政の伸展に御理解、御協力を賜っておりますこと、改めて感謝を申し上げます。

本期定例会におきましては、人事案件をはじめ各種補正予算、条例並びに各種会計決算の認定など重要な案件の審議をお願いするものであります。提出しました各案件の内容につきましては後ほど説明させていただきますが、何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、誠に簡単ではありますが、定例町議会の開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

（開会 午前10時03分）

○議長（首藤佳隆） 議事に先立ち御報告します。

玉田正典議員及び桑名幸夫議員より、体調不良のため、本日の会議を欠席される旨の届けがありましたので報告します。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、ただいまから令和7年第6回太子町議会定例会（第517回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（首藤佳隆） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、玉田晶久議員、松浦崇志議員を指名します。

~~~~~

## 日程第2 会期の決定

○議長（首藤佳隆） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月24日までの29日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月24日までの29日間に決定しました。

~~~~~

## 日程第3 諸般の報告

○議長（首藤佳隆） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等38件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職・氏名はお手元に配っております一覧表のとおりです。このうち朝生有恒監査委員には本日と定例会3日目の会議のみ、稟田政知総務課長、溝端朋代町民課長、谷口美香さわやか健康課長、三木隆史まちづくり課長、友政貴仁上下水道事業所長、改野学由管理課長、肥塚馨こどもえがお課長、熊谷恵之社会教育課長には定例会3日目の会議のみ出席要求をいたしておりますので御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

## 日程第4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（首藤佳隆） 日程第4、広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

広報広聴委員会から、6月20日、6月27日、7月8日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

~~~~~

## 日程第5 報告第4号 太子町債権管理条例に基づく債権の放棄の報告について

○議長（首藤佳隆） 日程第5、報告第4号太子町債権管理条例に基づく債権の放棄の報告についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 報告第4号太子町債権管理条例に基づく債権の放棄の報告について説明を申し上げます。

本案件につきましては、太子町債権管理条例第6条の規定により債権を放棄したものについて、同条例7条の規定により放棄した債権の名称、件数、金額及び放棄した理由を報告させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（首藤佳隆） 報告内容の説明が終わりました。

以上で報告第4号を終わります。

~~~~~

## 日程第6 報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（首藤佳隆）　日程第6、報告第5号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦）　報告第5号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明を申し上げます。

本案件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和6年度決算について実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率を報告させていただくものであります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（首藤佳隆）　報告内容の説明が終わりました。

以上で報告第5号を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

## 日程第7 報告第6号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について

○議長（首藤佳隆）　日程第7、報告第6号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

教育長。

○教育長（糸井香代子）　報告第6号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について説明を申し上げます。

本案件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行ったものを報告させていただくものであります。

点検及び評価の対象は令和6年度に推進した主な教育諸事業で、学校教育の充実、児童福祉・幼児教育の充実、社会教育の充実を基本として各項目に即した施策、事業ごとに点検・評価を実施いたしました。よろしくお願ひいたします。

○議長（首藤佳隆）　報告内容の説明が終わりました。

以上で報告第6号を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

## 日程第8 同意第3号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることがあります。

○議長（首藤佳隆）　日程第8、同意第3号教育委員会の委員の任命につき同意を求めるについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦）　同意第3号教育委員会の委員の任命につき同意を求めるについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、教育委員会教育委員の杉本泰代氏の任期が本年9月30日付をもって満了することに伴い、引き続き同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により同議会の同意を求めるものであります。杉本氏の経歴は参考資料のとおりでありますが、長きにわたりまして学校園のPTA活動において学校園と家庭を結ぶ重要な

役割を担われ、本町の教育行政に多大なる貢献をされています。また、書道講師として地域の子供たちの豊かな学びや成長を支援するため精力的に活動されており、本町教育行政の一層の充実に適任であると確信しております。なお、任期は令和7年10月1日から令和11年9月30日までの4カ年であります。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから同意第3号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（首藤佳隆） ただいまの出席議員は11名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に堀卓史議員及び吉田智子議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（首藤佳隆） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（首藤佳隆） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（職員点呼、投票）

○議長（首藤佳隆） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

堀卓史議員及び吉田智子議員、開票の立会いをお願いします。

（開票）

○議長（首藤佳隆） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 11票です。

投票のうち賛成 11票、反対 0票です。

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第3号は原案のとおり同意されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長（首藤佳隆） ここで暫時休憩します。

(休憩 午前10時21分)

(再開 午前10時21分)

○議長（首藤佳隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第9 承認第3号 功労者等の承認について

○議長（首藤佳隆） 日程第9、承認第3号功労者等の承認についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 承認第3号功労者等の承認について説明を申し上げます。

本案件につきましては、太子町表彰条例及び同条例施行規則の規定により、功労者の表彰を行いたく町議会の承認を求めるものであります。

本年度は7月22日に太子町まちづくり審議会に諮問しまして答申を得ました社会功労賞2名、教育功労賞1名、スポーツ功労賞1名及び平成24年第1回まちづくり審議会において太子町表彰条例に基づく被表彰者として答申を受理しておりましたが、御自身が町長に就任されるなどして先送りとなっていました北川嘉明氏の自治功労賞についても承認を求めるものであります。

北川氏につきましては本年5月8日に急逝されましたけれども、町議会議員5期18年に加え、町長1期4年務められるなど、太子町政に多大な御尽力をしてこられましたので、このたび併せて承認をいただきたく提案しております。

なお、功績内容は別添参考資料のとおりですので、よろしく御審議を賜り、御承認いただきましようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、承認第3号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

(休憩 午前10時30分)

(再開 午前10時30分)

○議長（首藤佳隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

本日の日程第10、議案第55号から日程第42、認定第7号までは本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

#### 日程第10 議案第55号 令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）

○議長（首藤佳隆） 日程第10、議案第55号令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第55号令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正、条例改正による旅費の補正、事業進捗による経費の補正、地方債の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ1億5,894万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を166億1,969万8,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、財産収入、繰越金、町債の追加と繰入金、諸収入の減額であります。

次に、歳出予算につきましては、総務費、教育費の追加と議会費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費の減額であります。また、地方債の補正として1事業について追加、4事業について限度額を変更するものであります。

詳細につきましては総務部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） それでは、議案第55号令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）につきまして詳細を説明させていただきます。

今回の補正は、歳入予算では前年度決算に伴う繰越金の追加や地方交付税及び国県支出金、町債等の補正であり、歳出予算では人事異動等に伴う職員給、手当等の補正や条例改正に伴う旅費の補正、事業執行に係る必要経費を補正するものでございます。

それでは、歳出から説明させていただきます。

20ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節8旅費25万円の減額は、令和7年第2回定例会で可決されました太子町職員の旅費に関する条例の改正に伴いまして不用額を減額するものでございます。なお、他の科目における補正も同様でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節10需用費53万4,000円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

目8電子計算機費、節12委託料584万1,000円及び節13使用料及び賃借料1,806万8,000円の追加

は、自治体システム標準化に対する国庫補助金の上限額の引上げに伴いまして関係経費を追加するものでございます。

22ページをお願いいたします。

目13基金費、節24積立金、財政調整基金積立金7,160万3,000円の追加は、前年度決算による実質収支額の2分の1以上の積立てを規定した地方財政法第7条第1項によるものでございます。

目15定額減税調整給付金給付事業費1億60万2,000円の追加は、定額減税不足額給付金の支給に係る経費でございます。国の算定ツールによる算定の結果、対象者及び給付費の増を見込み、封筒印刷、郵送料などの事務費に112万5,000円、節18負担金、補助及び交付金に定額減税不足額給付金を9,947万7,000円を計上しております。

項2徴税費、目2賦課徴収費、節12委託料972万4,000円の増額は、固定資産税における令和9年度評価替えに向けまして標準宅地の鑑定評価を委託するものでございます。

項5統計調査費、24ページにかけての目2指定統計調査費81万1,000円の追加は、国勢調査に係る補助金の交付決定によりまして事務消耗品等の事務費の組替えをするものでございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節27繰出金は、国民健康保険特別会計繰出金を人件費等の補正に伴いまして154万4,000円減額するものでございます。

目2老人福祉費、節22償還金、利子及び割引料2万8,000円の増額は、介護保険特別会計における前年度事業費の精算金を同会計から繰り入れ、国に返還するものでございます。また、節27繰出金は、介護保険特別会計繰出金を保険給付事業費や人件費の補正に伴いまして954万2,000円追加するものでございます。

目3高齢期移行者医療費、節22償還金、利子及び割引料21万3,000円の増額は、前年度事業費の精算による返還金でございます。

目4後期高齢者医療費、節27繰出金は、後期高齢者医療特別会計繰出金を主に人件費の補正に伴いまして49万8,000円減額するものでございます。

目6障害者医療費、節22償還金、利子及び割引料84万1,000円の増額は、前年度事業費の精算による返還金でございます。

26ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目6乳幼児等医療費、節22償還金、利子及び割引料176万7,000円の増額は、前年度の事業実績により県の補助金を精算するものでございます。

款4衛生費、28ページの項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節27繰出金は、水道事業会計繰出金を人件費の補正に伴い40万2,000円追加するものでございます。

目2予防費、節12委託料4,024万8,000円の減額は、新型コロナワクチン接種に係る国の助成金終了に伴い減額するものでございます。また、節22償還金、利子及び割引料442万7,000円の増額は、前年度の事業実績により国の補助金等を精算するものでございます。

目3母子衛生費、節22償還金、利子及び割引料45万円の増額は、前年度事業費の精算によりまして国や県の負担金を返還するものでございます。

目4環境衛生費、節18負担金、補助及び交付金585万円の増額は、住宅用太陽光発電設備と蓄電池を同時に導入する方に対しまして県の補助金を活用して補助するものでございます。

少し飛びまして、32ページをお願いいたします。

款8土木費、項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費、節10需用費20万円の追加は、道路維持作業車のタイヤを交換するものでございます。

項4都市計画費、目2下水道事業費、節27繰出金は、下水道事業会計繰出金を人件費の補正に伴いまして31万1,000円追加するものでございます。

34ページをお願いいたします。

款9消防費、項1消防費、目3消防施設費、節17備品購入費35万4,000円の追加は、消防ポンプ自動車と同時に購入予定であった小型動力ポンプにつきまして選定機種を見直すものでございます。

款10教育費、項1教育総務費、目3教育振興費、節18負担金、補助及び交付金35万6,000円の増額は、兵庫県小学校教育研修会理科部会主催によります事業研究発表会に太田小学校が選出されたため補助するものでございます。

36ページをお願いいたします。

項2小学校費、目1学校管理費、節1報酬25万7,000円の追加、節7報償費1万2,000円の追加及び節12委託料6万2,000円の追加は、学校医の耳鼻科医を1名増やすものでございます。また、節10需用費35万6,000円の追加及び節14工事請負費305万8,000円の追加は、消防設備点検における指摘事項に対応するものでございます。

目2教育振興費の財源更正は、県の自然学校推進事業補助金の交付決定によるものでございます。

項3中学校費、目1学校管理費31万7,000円の追加は、小学校費と同様に学校医の耳鼻科医を1名増やすものや消防設備点検における指摘事項に対応するものでございます。

目2教育振興費、節1報酬60万円の追加及び節7報償費4万円の追加は、県委託金の増額に伴うものでございます。

項5社会教育費、38ページの目5文化財保護費、節18負担金、補助及び交付金250万円の減額は、歳入の自治総合センター助成金が不採択となったものでございます。

目7会館管理費、節10需用費404万6,000円の追加及び目8歴史資料館費、節10需用費のうち光熱水費210万7,000円の追加は、大規模改修に伴う閉館により減額と見込んでおりました電気料金の不足額を追加するものでございます。また、修繕料7万9,000円の増額は、消防点検における指摘事項に対応するものでございます。

目9総合センター費、40ページの節10需用費5万円の追加は、上半期に空調修理を実施いたしましたため、下半期の緊急修繕に備えるものでございます。

項6保健体育費、目3総合公園管理費、節22償還金、利子及び割引料800万円は、陸上競技場の公認更新工事を行うに当たりまして、令和2年度に改修した部分についても改修が必要なため、当時受けた助成金の一部を返還するものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

14ページをお願いいたします。

款10地方特例交付金は、交付決定に伴い減収補填特例交付金を484万円追加するものでございます。

款11地方交付税3,500万2,000円は、交付決定に伴う普通交付税の追加でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金1億1,949万9,000円のうち物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億60万2,000円の追加は、歳出で申し上げました定額減税調整給付金不足額給付事業に対応するものでございます。そのほかにつきましては、交付決定等や歳出予算の補正によるものでございます。

目2民生費国庫補助金1万4,000円の減額は歳出予算の補正に伴うものであり、項3委託金、目1総務費委託金35万1,000円の追加は交付決定によるものでございます。

款16県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金2,000円の追加は、過年度の事業精算に伴うものでございます。

項2県補助金のうち目3衛生費県補助金585万円の補正は、歳出で申し上げました太陽光発電設備等の導入補助金に対応するもので、補助率は10分の10であり、その他の項目及び16ページの項3委託金の各項目につきましては歳出予算の補正や交付決定等に伴うものでございます。

款17財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金54万7,000円の追加は、財政調整基金の運用として新たに買い入れた地方債の配当金でございます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金1億3,182万8,000円の減額は、今回の補正予算における財源調整でございます。

目3公共施設整備基金繰入金2,000万円の追加は、陸上競技場整備事業の財源であるスポーツ振興くじ助成金の交付決定に伴い財源調整をするものでございます。

目4地域福祉基金繰入金4,250万円の減額は、保健福祉社会館大規模改修事業に係る町債の増額に伴いまして財源調整をするものでございます。

目5ふるさと応援基金繰入金4,000円の減額は、歳出予算の補正に伴うものでございます。

項2特別会計繰入金、目2介護保険特別会計繰入金2万8,000円は、歳出で申し上げた県への返還金に係る繰入金でございます。

款20繰越金につきましては、令和6年度一般会計決算の実質収支額により補正をするものでございます。

款21諸収入、項3雑入、18ページの目2雑入、節2民生費雑入1,093万5,000円の追加は、後期高齢者医療給付費の前年度精算金でございます。節3衛生費雑入4,322万5,000円の減額は、主に国の新型コロナワクチン接種助成事業の終了に伴うものでございます。節8教育費雑入2,250万円の減額は、助成金の交付決定や不採択によるものでございます。

款22町債、項1町債、目1総務債1,480万円の補正は、当初予算に計上しました業務システム構築委託料の一部に対しまして令和7年度より創設されたデジタル活用推進事業債を活用するものでございます。

目2民生債から目6教育債のうち節1土木管理事業債80万円の補正は、補助金の交付決定によりまして地方債の活用が可能となったもので、そのほかの項目につきましては事業費の補正や充当率の変更に伴うものでございます。

最後に、8ページをお願いいたします。

第2表地方債補正は、町債の補正に合わせまして情報化対策事業を追加いたしまして4事業の限度額を変更するものでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第11 議案第56号 令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（首藤佳隆） 日程第11、議案第56号令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第56号令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費及び前年度精算等による補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ870万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億8,031万6,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰入金、繰越金の追加であります。

歳出予算につきましては、諸支出金の追加と総務費の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 議案第56号令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について詳細を説明申し上げます。

それでは、歳出から説明いたします。

12ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、異動等に伴う職員人件費の補正及び令和7年第2回定例会で可決されました太子町職員の旅費に関する条例の改正に伴う旅費不用額の減額により、合わせて159万4,000円を減額しております。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金につきましては、令和6年度保険給付費等交付金の令和7年2月診療分の実績精算による償還金1,029万9,000円を追加しております。

続きまして、歳入について説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、節3職員給与費等繰入金において、歳出の総務費におきまして人件費を減額しましたことから人件費と同額の154万4,000円を減額しております。

項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、歳出歳入の財源調整として667万7,000円を追加しております。

款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては、令和6年度実質収支額1,357万2,157円から当初予算措置額を差し引いた357万2,000円を追加しております。

以上で議案第56号令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

## 日程第12 議案第57号 令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（首藤佳隆） 日程第12、議案第57号令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第57号令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費及び実績精算等による補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ6,191万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億8,948万3,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰入金、繰越金の追加と国庫支出金、県支出金の減額であります。

歳出予算につきましては、総務費、基金積立金、諸支出金の追加と地域支援事業費の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 議案第57号令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）について詳細説明を申し上げます。

それでは、歳出から説明いたします。

12ページと14ページを御覧ください。

異動に伴う職員人件費の補正として、特別会計の総額で627万4,000円を追加しております。これは款1総務費に予算計上している一般管理費の正規職員数の増加が主な要因でございます。さらに、令和7年第2回定例会で可決されました太子町職員の旅費に関する条例の改正に伴う旅費不用額の減額により、各事業における節8旅費の費用弁償、普通旅費、合わせて総額12万7,000円を減額しております。なお、職員人件費及び節8旅費における個々の説明は省略させていただきます。

12ページを御覧ください。

款1総務費、項3介護認定審査会費、目2認定調査等費、節13使用料及び賃借料につきましては、介護認定審査会支援システムの標準化に伴いまして発生するガバメントクラウド使用料312万円を追加しております。

14ページをお願いいたします。

款4基金積立金につきましては、歳入歳出の財源調整によるもので2,738万7,000円を追加しております。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金につきましては、各事業の令和6年度分を精算した結果、国庫、支払基金、県費等へ返還金として総額2,523万5,000円を計上してございます。

項2繰出金、目1他会計繰出金につきましては、一般会計で予算計上する必要がある低所得者保険料軽減負担金の国費分について、令和6年度精算により2万7,015円を返還する必要が生じたことから一般会計へ2万8,000円を繰り出すこととしております。

続いて、歳入について御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款4国庫支出金、款6県支出金及び款8繰入金につきましては、歳出で申し上げました各経費の増減に伴う国県補助金、繰入金等の補正でございます。また、款8繰入金、項1一般会計繰入金、目4低所得者保険料軽減繰入金につきましては、今回の一般会計補正予算で計上しております令和6年度低所得者保険料軽減負担金の県追加交付分を介護保険特別会計で受けるため、2,000円を計上しております。さらに、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金につきましては、歳入歳出の財源調整によるもので764万3,000円を減額しております。

款9繰越金につきましては、6年度からの繰越金といたしまして6,021万5,000円を追加しております。

以上で議案第57号令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましての詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第13 議案第58号 令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（首藤佳隆）　日程第13、議案第58号令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦）　議案第58号令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、異動等に伴う人件費及び実績精算による補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ354万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億5,056万4,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰越金の追加と繰入金の減額であります。

歳出予算につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の追加と総務費の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆）　生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦）　議案第58号令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして詳細を説明申し上げます。

それでは、歳出から説明いたします。

12ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費につきましては、異動等に伴う職員人件費の補正及び令和7年第2回定期例会で可決されました太子町職員の旅費に関する条例の改正に伴う旅費不用額の減額により、合わせて47万8,000円を減額しております。また、項2 徴収費、目1 賦課徴収費につきましても、同様に旅費を9,000円減額しております。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金、目1 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、令和7年4月、5月の保険料収納分であります過年度分の保険料納付金を403万6,000円追加しております。

続いて、歳入について御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款4 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金につきましては、歳出の総務費におきまして人件費等を減額したことにより49万8,000円を減額しております。

款5 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金は、令和7年4月、5月収納の保険料を令和6年度分の過年度保険料納付金として広域連合に納付することになっているため、当初から繰越金として1,215万9,000円を計上していましたが、令和6年度決算に基づきまして404万7,000円を追加しております。

以上で議案第58号令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましての詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（首藤佳隆）　提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第14　議案第59号　令和7年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（首藤佳隆）　日程第14、議案第59号令和7年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第59号令和7年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費及び事業執行に伴う関係経費の補正であります。

まず、第2条におきまして、収益的収入の款1事業収益に1,052万9,000円を追加し、収益的収入の総額を6億4,688万9,000円としております。また、収益的支出の款1事業費用から160万1,000円を減額し、収益的支出の総額を5億6,473万5,000円としております。

第3条は、当初予算第7条に定めます議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費の額を減額しております。

第4条は、当初予算第8条に定める他会計からの補助金の補正でありますが、第2条の収益的収入の補正に伴いまして追加するものであります。

詳細につきましては経済建設部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 議案第59号令和7年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）について詳細説明を申し上げます。

4ページを御覧ください。

収益的収入の目補助金におきまして、制度上一般会計の負担とされている職員人件費の児童手当及び基礎年金拠出金の相当額を40万2,000円追加しております。

次に、目雜収益の補正は、職員の異動に伴い退職給付引当金の所要額が減少し、現在高を下回ることとなりましたので差額の1,012万7,000円を収益化するものでございます。

収益的支出の目原淨水費におきまして、異動職員に係る給料、手当、賞与等引当金繰入額、法定福利費、旅費の補正を、配水費におきまして旅費の補正を、給水費におきまして異動職員に係る手当、賞与等引当金繰入額、法定福利費、旅費の補正を、総係費におきまして異動職員に係る給料、手当、賞与等引当金繰入額、法定福利費、旅費の補正に加え、退職手当組合負担金と退職給付引当金繰入額を補正しております。

以上で議案第59号令和7年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）の詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第15 議案第60号 令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（首藤佳隆） 日程第15、議案第60号令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第60号令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正、事業執行に伴います関係経費の補正であります。

まず、第2条におきまして、収益的収入の款1下水道事業収益に1,189万3,000円を追加し、収益的収入の総額を14億1,920万4,000円としております。また、収益的支出の款1下水道事業費用から71万8,000円を減額し、収益的支出の総額を12億9,962万4,000円としております。

次に、第3条におきまして、資本的支出の款1資本的支出に59万4,000円を追加し、資本的支

出の総額を10億9,152万円としております。

第4条には、当初予算第7条に定めます議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費の額を減額しております。

詳細につきましては経済建設部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 議案第60号令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）について詳細説明を申し上げます。

4ページを御覧ください。

収益的収入の目他会計負担金におきまして、制度上一般会計の負担とされている職員人件費の児童手当及び基礎的年金拠出金の相当額を31万1,000円追加しております。

次に、目雜収益の補正は、職員の異動に伴い退職給付引当金の所要額が減少し、現在高を下回ることになりましたので差額の1,158万2,000円を収益化するものでございます。

収益的支出の目管渠費164万2,000円の減額及び総係費92万4,000円の追加につきまして、異動職員及び会計年度任用職員に係る給料、手当、賞与等引当金繰入額、法定福利費を補正し、総係費の退職手当組合負担金と退職給付費引当金繰入額をそれぞれ減額しております。また、令和7年度第2回定期例会で可決されました太子町職員の旅費に関する条例の改正に伴い、不用額を減額するものでございます。

次に、6ページを御覧ください。

資本的支出の目施設整備費59万4,000円の追加につきまして、雨水1.4号幹線整備工事の工期延長に伴い令和8年3月末までに必要な土地賃借料を追加するものでございます。

以上で議案第60号令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）の詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第16 議案第61号 備品購入契約の締結について（パソコン等）

○議長（首藤佳隆） 日程第16、議案第61号備品購入契約の締結について（パソコン等）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第61号備品購入契約の締結について（パソコン等）の説明を申し上げます。

職員が業務で使用しているパソコン等は、購入後6年を目途に入替えを行っております。このたび購入する備品の内訳は、ノートパソコン72台、デスクトップパソコン7台、デスクトップパソコン用モニター8台、オフィスソフト11ライセンスであります。備品購入につきましては、令和7年6月26日に指名競争入札を執行した結果、株式会社Work Visionと960万3,000円で契約するものであります。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第17 議案第62号 備品購入契約の締結について（4種公認更新に係る陸上競技用

備品)

○議長（首藤佳隆）　日程第17、議案第62号備品購入契約の締結について（4種公認更新に係る陸上競技用備品）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦）　議案第62号備品購入契約の締結について（4種公認更新に係る陸上競技用備品）の説明を申し上げます。

令和7年度に実施しております太子町総合公園陸上競技場の4種公認取得に係ります更新工事に関しまして、購入後20年以上が経過し、更新が必要な陸上競技用備品であります円盤ハンマー投げ用囲いを購入するものであります。物品購入につきましては、令和7年7月28日に指名競争入札を執行しました結果、株式会社ワダスポーツと1,121万7,800円で契約するものであります。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆）　提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第18　議案第63号　公の施設の区域外設置に関する協議について

○議長（首藤佳隆）　日程第18、議案第63号公の施設の区域外設置に関する協議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦）　議案第63号公の施設の区域外設置に関する協議について説明を申し上げます。

太子町の公の施設を姫路市の区域内に設置することについて、地方自治法第244条の3第1項の規定により、姫路市と協議を行うに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては経済建設部長より説明を申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆）　経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造）　議案第63号公の施設の区域外設置に関する協議について詳細説明を申し上げます。

現在、兵庫県が施工している糸井高田橋の完成に伴い、柿の坪踏切が閉鎖される予定となっております。近隣居住者の利便性の確保のため、糸井鍛田地区からJR茶ノ木踏切までの歩行者用通路を設置いたします。歩行者用通路の延長が60メートル、幅員は2.2メートル、設置場所は姫路市網干区高田字茶ノ木361番10から姫路市網干区高田字茶ノ木371番7地先までの行政区域界をまたいだ公の施設の設置となるため、地方自治法第244条の3第1項の規定により、姫路市と協議を行う必要がございます。また、設置に係る費用につきましては、当町が用地買収及び物件補償を負担し、兵庫県が設置工事を行い、設置後につきましては当町において維持管理を予定してございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（首藤佳隆）　提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第19　議案第64号　職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定に

## について

○議長（首藤佳隆）　日程第19、議案第64号職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦）　議案第64号職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

仕事と生活の両立支援の拡充のため、仕事と育児あるいは仕事と介護の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認に関する規定を新設するなど、国からの要請に基づき、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆）　副町長。

○副町長（榮藤雅雄）　議案第64号職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

いざれも条の新設であります、まず第17条の2において、妊娠、出産等についての申出をした職員に対する仕事と育児の両立支援制度等に関する情報提供、意向確認、意向配慮の規定を新設しております。

次に、第17条の3において、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する仕事と介護の両立支援制度等の個別周知、意向確認、早期の情報提供等の規定を新設しております。

最後に、第17条の4において、仕事と介護の両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する規定を新設しております。施行日は令和7年10月1日としております。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆）　提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

## 日程第20　議案第65号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（首藤佳隆）　日程第20、議案第65号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦）　議案第65号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

仕事と生活の両立支援の拡充のため、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和7年10月1日に施行され、仕事と育児の両立を図るために制度である部分休業制度が拡充されることなどに伴いまして所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆）　副町長。

○副町長（榮藤雅雄）　議案第65号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

まず、第19条において、現行の「1日につき2時間を超えない範囲内の部分休業」を「第1号

部分休業」と規定しております。

続いて、条の新設ですが、第19条の2において、このたびの法改正により新たに設置された「1年につき人事院規則で定める時間を超えない範囲内の部分休業」を「第2号部分休業」と規定しております。

次に、第19条の3において、部分休業の請求を申し出る単位期間について、毎年4月1日から翌年3月31日までと規定しております。

次に、第19条の4において、職員が1年につき請求できる第2号部分休業の上限を非常勤職員以外の職員は77時間30分、非常勤職員は1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間と規定しております。

最後に、第19条の5において、部分休業の請求パターンの申出の内容を変更することができる特別の事情を規定しております。施行日は令和7年10月1日としております。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第21 議案第66号 太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（首藤佳隆） 日程第21、議案第66号太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第66号太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

証明書のコンビニ交付サービスの利用促進を図ることによりまして住民の利便性向上や窓口負担の軽減を図るため、コンビニ交付サービスで交付する証明書の手数料を一律100円引き下げるものであります。具体的な証明書の内容は、住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、課税証明書、戸籍謄本、戸籍抄本及び戸籍の付票の写しであります。施行期日は令和8年2月1日としております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第22 議案第67号 太子町保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（首藤佳隆） 日程第22、議案第67号太子町保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第67号太子町保健福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

令和7年度に大規模改修工事を実施している太子町保健福祉会館内への石海公民館機能移転に伴いまして、一般住民等の施設使用を石海公民館に一元化することから、施設内容と使用手続等に関する規定を改正するものであります。具体的には、保健福祉会館で管理する施設としておりました会議室1、会議室2を削除するとともに、その利用に係る規定を改定するものであります。

す。施行期日は令和8年4月1日としております。

慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第23 議案第68号 太子町総合公園体育施設管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（首藤佳隆） 日程第23、議案第68号太子町総合公園体育施設管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第68号太子町総合公園体育施設管理条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

太子町公共施設等の使用料の適正化に関する基本方針に基づきまして、受益者負担の適正化を推進するため、使用料に物価、人件費の上昇等を反映するとともに、町内在住者及び町外在住者の区分等を設けるなどの改正を行うものであります。

詳細につきましては副町長より説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第68号太子町総合公園体育施設管理条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

まず、第9条の2として、使用料の減免について新設をしております。

次に、第10条に規定する還付につきましては、別表2のとおりとしております。また、「別表」を「別表1」とし、別表1において定める使用料について改正をしております。内容としまして、激変緩和措置のため現使用料の1.5倍を上限に改定料金を設定し、「町内在住者」と「町外在住者」の使用区分を新たに設けております。また、別表中の文言を整理しております。

備考第3項にある「生徒等」を「高校生以下」とし、第5項を削除し、会議室の冷暖房の使用は使用料に含む扱いとしております。

また、第7項に規定しておりました「町内居住者」の規定を削除し、新たに第6項において「町内在住者及び町外在住者」を規定しております。施行日は令和8年4月1日としております。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第24 議案第69号 太子町総合公園体験学習施設管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（首藤佳隆） 日程第24、議案第69号太子町総合公園体験学習施設管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第69号太子町総合公園体験学習施設管理条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

太子町公共施設等の使用料の適正化に関する基本方針に基づきまして、料金改定を行う他の町内の公共施設と営利加算の考え方を一致させるとともに、町内在住者及び町外在住者の区分等を設けるなどの改正を行うものであります。

具体的な改正内容につきましては、別表の使用料に町内在住者、町外在住者を加えるとともにに入館料を廃止し、営利加算を10割に改めております。施行期日は令和8年4月1日としております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~  
日程第25 議案第70号 太子町学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について  
○議長（首藤佳隆） 日程第25、議案第70号太子町学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第70号太子町学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

太子町公共施設等の使用料の適正化に関する基本方針に基づきまして、受益者負担の適正化を推進するため、使用料に物価、人件費の上昇等を反映するとともに学校施設の使用の範囲、使用時間、減免規定の変更等の改正を行うものであります。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第70号太子町学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

まず、第4条における使用の範囲を別表1に定め、教室等の小・中学校舎内の施設の使用は廃止しております。校舎内におきましては現在電子黒板やタブレット等の情報機器を整備していることから、情報漏えい等のリスクを鑑み廃止するものであります。

第5条における使用時間は、「午後9時半まで」を「午後9時まで」に改めております。

第6条として単発使用、特定期間使用、年間使用の3つの使用種別を新たに設けております。

また、第7条において、施設使用は「午前、午後、夜間の使用区分」を廃止し、「1時間ごと」に使用できるよう改めております。ただし、2時間の下限を設け、また使用許可要件を見直し、「町内に在住、在勤、在学する者が6名以上」としておりましたが、「世帯が異なり、かつ町内に在住、在勤、在学する者6名以上」に改め、団体の構成員を広く募集している団体を追加しております。

第10条における使用料は、別表2のとおり1時間単位の使用料に改めております。なお、使用料の金額設定は、従前のおよそ1.5倍に改めております。

第11条における減免は、規則において改正を予定しております。施行日は令和8年4月1日としております。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

## 日程第26 議案第71号 太子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（首藤佳隆）　日程第26、議案第71号太子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦）　議案第71号太子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

令和6年度から休園となっています太子町立龍田幼稚園を令和7年度末に廃園とするため、本条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆）　副町長。

○副町長（榮藤雅雄）　議案第71号太子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

龍田幼稚園につきましては、令和5年度入園児童が5歳児5人のみとなり、令和6年度入園希望者がいなかつたため、太子町立幼稚園の休園及び園児募集停止に関する規則の規定に基づき全ての年齢で園児募集停止とし、令和6年度から休園することとなりました。園児募集の停止措置を解除する基準は、同一年齢の園児5人以上の入園が見込まれる場合でありますが、龍田幼稚園通園区域の0歳から5歳までの児童数が各年齢ともに1桁であることや、3歳未満児の多数が既に保育所や認定こども園を利用していることなどから入園希望者数の大幅な回復は見込めないものと思われます。

以上のことから令和7年度末で龍田幼稚園を廃園とし、第2条中の龍田幼稚園の名称及び位置を削除するものであります。

なお、7月に開催いたしました学校教育審議会におきましても、今後の入園希望者数の見通しを考えると教育上望ましい集団活動は困難で廃園はやむを得ないものであり、令和7年度末廃園する方針は妥当であるとの答申を得ております。施行日は令和8年4月1日としております。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆）　提案理由の説明が終わりました。

～～～

## 日程第27 議案第72号 太子町立南総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（首藤佳隆）　日程第27、議案第72号太子町立南総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦）　議案第72号太子町立南総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

太子町公共施設等の使用料の適正化に関する基本方針に基づき、受益者負担の適正化を推進するため、使用料に物価、人件費の上昇等を反映するとともに開館時間の変更を行うものであります。

詳細につきましては副町長より説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第72号太子町立南総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

まず、第6条において、開館時間の終了時刻を「午後10時」から「午後9時」に改めております。

次に、使用料につきまして別表を改正しておりますが、別表における基本使用料につきましては激変緩和措置のため、現使用料の1.5倍を上限に料金改定を設定しております。また、基本料金に含む形で冷暖房の使用に関する規定を削除しております。施行日は令和8年4月1日としております。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第28 議案第73号 太子町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（首藤佳隆） 日程第28、議案第73号太子町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第73号太子町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

太子町公共施設等の使用料の適正化に関する基本方針に基づき、受益者負担の適正化を推進するため、使用料に物価、人件費の上昇等を反映するとともに開館時間の変更及び石海公民館を保健福祉会館内に機能移転することに伴う所在地の変更等を行うものであります。

詳細につきましては副町長より説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第73号太子町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

まず、石海公民館を保健福祉会館内へ移転することに伴い、第2条の表中、石海公民館の位置を改めております。

次に、現在の館運営形態により、第3条において主事を削り、また第5条において開館時間の終了時刻を「午後10時」から「午後9時」に改め、また第8条において施設の使用制限時刻についても「午後9時」としております。

第10条に規定しております使用料の減免につきましては、規則に委任するため、別表2を削除し、別表1に規定する公民館の使用料につきましては現使用料の1.5倍を上限に改定しております。施行日は令和8年4月1日としております。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第29 議案第74号 太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（首藤佳隆） 日程第29、議案第74号太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例の一

部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第74号太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

太子町公共施設等の使用料の適正化に関する基本方針に基づき、受益者負担の適正化を推進するため、使用料に物価、人件費の上昇等を反映するための改正等を行うものであります。

具体的な改正内容につきましては、別表1におきまして各部屋の基本使用料を現行の1.5倍の値上げとし、営利目的で利用する場合の特別使用料におきましては、1,000円以上の場合は10割増しに統一しております。施行期日は令和8年4月1日としております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第30 議案第75号 太子町地域交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（首藤佳隆） 日程第30、議案第75号太子町地域交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第75号太子町地域交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

太子町公共施設等の使用料の適正化に関する基本方針に基づき、受益者負担の適正化を推進するため、使用料に物価、人件費の上昇等を反映するとともに開館時間等の改正を行うものであります。

具体的な内容としましては、第5条において開館時間の終了時刻を「午後10時」から「午後9時」に改めております。

別表1における基本使用料は、現行の使用料の1.5倍を上限に料金改定するとともに、新たに営利加算10割を設けております。また、11条及び別表1における文言整理を行っております。施行期日は令和8年4月1日としております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 午前11時56分）

（再開 午前11時56分）

○議長（首藤佳隆） 再開します。

間もなく正午が来ますが、会議を続行します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第31 議案第76号 太子町立町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（首藤佳隆） 日程第31、議案第76号太子町立町民体育館の設置及び管理に関する条例の

一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第76号太子町立町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

太子町公共施設等の使用料の適正化に関する基本方針に基づきまして、受益者負担の適正化を推進するため、使用料に物価、人件費の上昇等を反映するとともに減免規定の見直し等の改正を行います。

具体的な改正内容としましては、別表1における使用料について現行の使用料の1.5倍を上限に料金改定を行っております。

次に、第15条に規定しております使用料の減免を規則に委任するため、別表2を削除しまして、それに伴いまして「別表3」を「別表2」に改めております。

さらに、第16条の見出し及び条文中の「返還」の文言を「還付」に改め、文言整理をしております。施行期日は令和8年4月1日としております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

### 日程第32 議案第77号 太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（首藤佳隆） 日程第32、議案第77号太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第77号太子町立グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

太子町公共施設等の使用料の適正化に関する基本方針に基づきまして、受益者負担の適正化を推進するため、使用料に物価、人件費の上昇等を反映するとともに減免規定の見直し、町内在住者及び町外在住者の区分を設けるなどの改正を行います。

具体的な内容としましては、別表1におきまして現行の使用料の1.5倍を上限に改定料金を設定し、町内在住者と町外在住者の使用区分を新たに設けております。また、夜間照明につきましては、夜間利用の活性化を図るため、1時間当たり「2,500円」を「2,000円」に改めております。施行期日は令和8年4月1日としております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

### 日程第33 議案第78号 太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（首藤佳隆） 日程第33、議案第78号太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第78号太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

災害、その他非常の場合に地元の給水装置工事事業者の確保が困難と判断されるときは、給水装置工事の適正かつ早期の実施を図るため、他市町の水道事業者の管理者が指定した工事事業者による施工を可能とするよう改正を行うものであります。

詳細につきましては副町長より説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第78号太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

令和6年1月に発生いたしました能登半島地震において、水道事業者が管理する配水管が復旧した後も個人が管理する室内配管の復旧が遅れ、各家庭で水が使用できない状況が長期化いたしました。これは室内配管工事を担う地元業者の数が室内配管の被害の規模と比較して少なかったことや、業者自身が被災したことにより加え様々な工事需要が集中したこと等が主な要因とされています。そこで、国土交通省からの通知により、非常時の対応策として関係箇所の改正を行うものであります。

具体的には、給水設備工事について規定しております第7条第1項に、災害、その他非常の場合において、他の市町村の管理者が指定した者に給水装置工事を施行させる必要があると認めるときは、その事業者に工事施工を認める旨のただし書を加えるものであります。施行日は条例公布日としております。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第34 議案第79号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（首藤佳隆） 日程第34、議案第79号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第79号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

議案第78号と同様に、災害、その他非常の場合、他市町の下水道事業者の管理者が指定した工事事業者による施工を可能とするよう関係箇所の改正を行うものであります。

具体的な内容は、排水設備等の工事の実施について規定しております第5条ただし書に文言を加えております。また、この改正に伴い他市町と排水設備工事事業者の名称を指定工事店として合わせる必要が生じたため、関係箇所の文言整理も行っております。施行期日は公布の日からとしております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第35 議案第80号 太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（首藤佳隆）　日程第35、議案第80号太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦）　議案第80号太子町合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

議案第78号及び議案第79号と同様に、合併処理浄化槽に係る排水設備等の工事で災害、その他非常の場合、他市町の下水道事業者の管理者が指定した工事事業者による施工を可能とするよう改正を行うものであります。

具体的には、排水設備等の工事の実施について規定しております第8条が下水道条例の同一の内容であるため、太子町下水道条例の規定を準用するよう改めております。施行期日は公布の日からとしております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆）　提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩します。

(休憩　午後0時07分)

(再開　午後1時10分)

○議長（首藤佳隆）　再開します。

~~~~~  
日程第36　認定第1号　令和6年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第37　認定第2号　令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第38　認定第3号　令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第39　認定第4号　令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第40　認定第5号　令和6年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第41　認定第6号　令和6年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について

日程第42　認定第7号　令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について

○議長（首藤佳隆）　日程第36、認定第1号令和6年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第42、認定第7号令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

順次提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦）　認定第1号から認定第7号までの各会計決算の認定につきまして一括して説明を申し上げます。

最初に、認定第1号令和6年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして説明を申し上げます。

決算の概要としましては、歳入総額138億9,394万9,954円、歳出総額136億3,350万8,775円、歳入歳出差引き額は2億6,044万1,179円であり、翌年度に繰り越すべき財源1億1,833万円を差し

引いた実質収支額は1億4,211万1,179円となっております。

歳入につきましては、予算額144億1,952万2,000円、調定額142億1,959万6,514円に対して、収入済額138億9,394万9,954円、不納欠損額845万9,482円、収入未済額3億1,718万7,078円であります。また、歳出につきましては、予算額144億1,952万2,000円に対し、支出済額136億3,350万8,775円、翌年度繰越額3億5,121万9,000円、不用額4億3,479万4,225円となっております。

続きまして、認定第2号令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額31億8,259万8,455円に対して、歳出総額31億6,902万6,298円で、歳入歳出差引き額は1,357万2,157円となっております。

歳入につきましては、予算額34億5,477万円、調定額33億7,611万5,965円に対して、収入済額31億8,259万8,455円、不納欠損額730万8,935円、収入未済額1億8,620万8,575円となっております。また、歳出につきましては、予算額34億5,477万円に対して、支出済額31億6,902万6,298円、不用額2億8,574万3,702円となっております。

次に、認定第3号令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額27億4,430万776円に対して、歳出総額26億8,408万4,167円で、歳入歳出差引き額は6,021万6,609円となっております。

歳入につきましては、予算額27億8,424万1,000円、調定額27億5,127万3,126円に対して、収入済額27億4,430万776円、不納欠損額142万7,680円、収入未済額554万4,670円であります。また、歳出につきましては、予算額27億8,424万1,000円に対して、支出済額26億8,408万4,167円、不用額1億15万6,833円となっております。

次に、認定第4号令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額6億2,553万623円に対して、歳出総額6億932万4,339円で、歳入歳出差引き額は1,620万6,284円となっております。

歳入につきましては、予算額6億2,852万9,000円、調定額6億2,914万6,336円に対し、収入済額6億2,553万623円、不納欠損額3万5,363円、収入未済額358万350円であります。また、歳出につきましては、予算額6億2,852万9,000円に対し、支出済額6億932万4,339円で、不用額1,920万4,661円となっております。

次に、認定第5号令和6年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額1,261万874円に対し、歳出総額1,247万579円で、歳入歳出差引き額は14万295円となっております。

歳入につきましては、予算額1,274万円、調定額1,264万6,874円に対し、収入済額1,261万874円、収入未済額3万6,000円でございます。また、歳出につきましては、予算額1,274万円に対し、支出済額1,247万579円で、不用額は26万9,421円となっております。

続いて、認定第6号令和6年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について説明を申し上げます。

令和6年度の収益的収支につきましては、事業収益が5億3,640万6,472円に対し、事業費用が5億2,784万8,772円で、321万8,240円の純利益となっております。

一方、資本的収支は、収入2,503万573円に対し、支出1億2,920万1,960円となっており、収支不足額が1億417万1,387円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額が524万6,814円と

過年度分の損益勘定留保資金9,892万4,573円で補填しております。

最後に、認定第7号令和6年度兵庫県内市町下水道事業会計決算の認定について説明を申し上げます。

令和6年度の収益的収支につきましては、事業収益が13億3,121万4,972円に対し、事業費用が12億38万2,518円で、1億2,785万194円の純利益となっております。

一方、資本的収支につきましては、収入額は6億9,432万1,542円に対し、支出額は10億586万5,797円となっており、収支の不足額3億1,154万4,255円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額297万6,860円と過年度分損益勘定留保資金3億856万7,395円で補填しております。

以上、7会計の決算案件につきましての説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては副町長、経済建設部長よりそれぞれ説明を申し上げますので、認定いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 認定第1号令和6年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について説明をさせていただきます。

参考資料の決算審議資料や主要施策の成果に関する説明書なども併せて御参照ください。

主立った項目を説明いたします。

歳出から御説明いたします。

まず、全体の人物費は、前年度比2億5,786万5,000円増の21億5,477万3,000円であります。

44ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節9交際費9万1,320円の内訳は、慶弔費が3件で6万7,000円、涉外費が3件で2万円、賛助費が1件で4,320円であります。

46ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節9交際費90万5,060円の内訳は、慶弔費が42件で44万3,000円、賛助費が17件で9万7,000円、涉外費が25件で21万6,503円、その他が7件で14万8,557円であります。

48ページをお願いいたします。

節12委託料のうち勤怠管理システム構築委託料462万円は、職員の健康管理及び業務改善等を図るための勤怠管理及び電子決裁システムの環境構築費用であります。

目2文書広報費、節12委託料のうちA1チャットボット住民窓口システム構築委託料27万5,000円及び節13使用料及び賃借料のうちA1チャットボット住民窓口システム使用料26万4,000円は、行政手続や制度等の定型的な問合せについて早朝、夜間、休日においても対応するA1チャットボット住民窓口システムの導入及び使用に係る費用であります。

52ページをお願いいたします。

目5財産管理費、節14工事請負費190万140円及び節17備品購入費のうち自動車購入費916万3,449円は、地球温暖化対策の取り組みとして脱炭素化推進事業債を活用し充電設備の整備及び電気自動車3台を購入したものであります。

54ページをお願いいたします。

目7企画費、節7報償費8,403万1,941円は、ふるさと応援寄附者への返礼品に係る経費であります。節12委託料のうちふるさと応援寄附業務委託料3,534万2,786円は、寄附の受付、返礼品の発送及び受領証明書発行代理業務に係る費用であります。また、総合計画後期基本計画策定支援業務委託料495万円は、第6次太子町総合計画後期基本計画の策定に当たり町の現状分析やワークショップの実施等の計画策定に係る支援業務を委託した費用であります。節18負担金、補助及

び交付金のうち太子町若者定住中小企業奨学金返還支援事業補助金5万5,000円は、若者の定住及び町内中小企業の人材確保を目的として従業員への奨学金返還負担軽減制度を設ける町内中小企業に対し当該企業の負担額を支援したものであります。

目8電子計算機費、節12委託料のうち自治体情報システム標準化調査等委託料6,599万5,600円は、自治体情報システム標準化対応に係るデータクレンジング、移行テスト等の作業を委託したものであります。

56ページをお願いいたします。

目9交通安全対策費、節14工事請負費のうち区画線補修工事費419万1,000円は、交通安全対策基金を活用し町道平方城山線外12路線に係る区画線の補修工事を実施したもので、中道跨線橋ガードレール補修工事費119万9,594円は、中道跨線橋南側の支柱のうち腐食の激しい56本を交換したものであります。また、斑鳩小学校南転落防止柵設置工事費45万9,250円は、自治会要望を踏まえ通学路整備として水路への転落防止柵を26メートル分設置したものであります。

58ページをお願いいたします。

目10防犯対策費、節18負担金、補助及び交付金のうち防犯カメラ設置整備費補助金131万8,580円は、11団体、11カ所の防犯カメラ整備費を補助したものであります。また、自動録音電話機等購入費補助金104万300円は、県補助金を活用し106件の自動録音電話機等の購入費を補助したものであります。

目12コミュニティー施設整備費、節14工事請負費652万3,000円は、複数箇所に雨漏りのあった農村交流センターについてコーティングの打換や屋根全面に防水塗料を塗るなどの屋根防水改修工事を実施したものであります。

60ページをお願いいたします。

目15定額減税調整給付金給付事業費、節12委託料664万1,800円は、給付対象者の抽出や給付金の振込データの作成及び管理を行うための費用であります。節18負担金、補助及び交付金2億7,691万円は、定額減税調整給付金の対象者1万1,692人への給付金額であります。

少し飛びまして、64ページをお願いいたします。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節12委託料のうち戸籍総合システム法改正対応作業委託料438万9,000円、住民記録システム改修委託料539万円、コンビニ交付システム改修委託料188万1,000円及び戸籍付票システム改修委託料220万円は、氏名の振り仮名対応等に係るものであります。

飛びまして、70ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節12委託料のうちひきこもり支援ステーション事業委託料867万5,871円は、ひきこもりに関する相談等や居場所づくりに取り組んだものであります。

72ページをお願いいたします。

節19扶助費2億3,723万円は、物価高の家計への影響が大きい低所得者世帯等に対して3回にわたり住民税非課税世帯等臨時特別給付金を支給したものです。節27繰出金2億5,127万5,894円は、国民健康保険特別会計への繰出金であります。その内訳は、法定分で保険基盤安定1億6,900万459円、未就学児均等割保険料165万8,596円、産前産後保険税20万6,336円、職員給与費等5,415万8,554円、出産育児一時金等555万3,660円、財政安定化支援事業976万6,000円、単独事業の実施に伴う国庫負担金減額調整分で1,093万2,289円であります。

目2老人福祉費、節27繰出金3億9,872万5,832円は、介護保険特別会計への繰出金であります。その内訳は、保険給付事業3億216万6,663円、地域支援事業1,890万4,360円、低所得者保険

料軽減事業2,697万1,663円、事業費等に5,068万3,146円であります。

74ページをお願いいたします。

目4後期高齢者医療費、節27繰出金1億1,796万3,403円は、後期高齢者医療特別会計への繰出金であります。その内訳は、保険基盤安定9,777万6,004円、事務費2,518万7,399円であります。

76ページをお願いいたします。

目5障害者福祉費、節19扶助費のうち地域生活支援事業給付費4,173万5,401円は、障害者等の日常生活がより円滑に行われるよう新たに対象品目に人工内耳用電池等を加えた日常生活用具給付事業や移動支援事業、日中一時支援事業等に係る費用であります。

78ページをお願いいたします。

目8保健福祉会館管理費、節12委託料のうち保健福祉会館大規模改修実施設計業務委託料1,103万3,000円は、未使用部屋の用途変更や更新が必要な空調、エレベーター、照明設備のLED化を含めた施設整備等の維持改修に係る実施設計を委託したものであります。

80ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節12委託料のうち子育て世帯訪問支援事業委託料300万4,600円は、家庭や養育環境を整え虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に子育て家庭等の訪問を居宅介護事業所に委託し包括的な支援を行ったものであります。また、虐待等管理システム導入委託料605万円は、全ての妊娠婦、子育て世帯、子供の包括的な相談支援等を行う太子町こども家庭センターが重層的支援体制整備も踏まえて複数の課と情報を共有し一體的な管理が可能となるシステムを導入したものであります。

84ページをお願いいたします。

目2保育所費、節14工事請負費4,661万4,000円は、斑鳩保育所において経年劣化が著しい外壁の改修や屋根のふき替え等を行ったものであります。

86ページをお願いいたします。

目5児童措置費、節12委託料のうち児童手当システム改修業務委託料676万5,000円は、令和6年10月分からの所得制限の撤廃、高校生年代までの支給期間の延長、支給月の増など、児童手当の大幅な拡充に対応するためシステム改修を行ったものであります。

88ページをお願いいたします。

目7子育て支援施設運営費、節14工事請負費3,150万4,000円は、令和2年度末に閉館いたしました旧児童館を解体したものであります。

90ページをお願いいたします。

目9放課後児童健全育成事業費、節14工事請負費59万2,350円は、待機児童対策として石海小学校南のプレハブ教室1教室を学童保育園の保育室に改修したものであります。

92ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節27繰出金のうち水道事業会計繰出金(広域漏水調査支援事業)56万4,500円は、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用して実施した水道広域漏水調査に対する繰出金であります。

96ページをお願いいたします。

目2予防費、節12委託料のうち新型コロナ予防接種委託料1,430万4,667円は、65歳以上を対象に定期接種化した新型コロナ予防接種を実施したもので接種者数1,143名であります。

目3母子衛生費、節7報償費27万5,000円は、産後1年までの母子を対象に月1回、産後の身体の調整や育児助言を行う産後デイサービスを実施した際の専門職講師に対する謝礼で合計12回実施したものであります。

100ページをお願いいたします。

目4環境衛生費、節18負担金、補助及び交付金1,368万7,000円は、火葬場運営に係る揖龍保健衛生施設事務組合負担金であります。

項2清掃費、目1清掃総務費、節18負担金、補助及び交付金のうちごみやし尿の処理等に係る揖龍保健衛生施設事務組合負担金の合計は4億6,307万4,000円であります。

102ページをお願いいたします。

同じく節18負担金、補助及び交付金のうち資源ごみ集団回収運動奨励金194万1,150円は、自治会等が実施する資源ごみ集団回収に対し奨励金を交付したものであります。

104ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節18負担金、補助及び交付金のうち新規就農者育成総合対策事業交付金750万円は、県補助金を活用し新規就農者1名に対し農業経営発展のため、トラクター、乗用移植機等の購入費及びパイプハウスの建築費用を助成したものであります。

106ページをお願いいたします。

目5農地費、節18負担金、補助及び交付金のうち西脇・広坂地区ほ場整備事業負担金750万4,951円、県営防災重点農業用ため池緊急整備事業負担金1,697万967円及び岩見構下地区ほ場整備事業補助金2,800万円は、進捗中の県営事業に対する負担金であります。また、町補助土地改良事業補助金796万円は、荒河井堰自動倒伏装置修繕工事、荒河井堰農業用水送水管更新工事、松尾地内農業用水路改修工事及びカタタ井堰水門水中ポンプ改修工事に対する補助金であります。

110ページをお願いいたします。

款7商工費、項1商工費、目1商工振興費、節18負担金、補助及び交付金のうち経営継続支援緊急対策利子補給金1,171万9,583円は、新型コロナウイルス感染症拡大による町内中小企業事業者の支援策として国から3年間の利子補給を受けた事業者に、その後2年間、町が利子補給を継続的に支援するもので104事業者に対し交付したものであります。

112ページをお願いいたします。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節12委託料1,083万5,000円は、令和5年に撮影しました航空写真に基づき道路や地形の変化を平成30年度に更新した都市計画総括図や統合型G I Sのシステムに反映したものであります。節18負担金、補助及び交付金のうち兵庫県公共事業急傾斜地崩壊対策事業負担金1,385万円は、丹生山斜面の安全対策工事に係る県営事業の町負担金であります。

114ページをお願いいたします。

項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費、節12委託料のうち橋梁調査設計業務委託料8,713万9,801円は、太子陸橋において5年に一度の法定点検を実施したもので、長金陸橋老朽化対策業務委託料467万5,000円は、長金陸橋の廃橋に向けて撤去設計や通学路整備計画等を実施したものであります。また、中道跨線橋修繕工事委託料6,043万2,183円は、JR上空部の補修工事における監理、電気関係工事などをJR西日本へ委託したものであります。節14工事請負費1,810万円は、町施工により中道跨線橋の歩道橋、橋脚2基分の補修などを実施したものであります。

目2道路維持費、節12委託料のうち道路橋長寿命化修繕計画策定業務委託料555万8,300円は、5年ごとの法定点検結果を踏まえて令和元年度に策定した修繕計画を改定するもので、路面性状調査業務委託料231万6,600円は、幹線道路の舗装を効果的に修繕するため路面のひび割れ、わだ

ち掘れ等の劣化状況等を調査したものです。節14工事請負費1,340万3,500円は、太子線の側溝修繕や立岡山線の舗装打換などの工事費であります。

116ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金のうち松尾前山西線舗装修繕工事負担金233万9,949円は、上下水道事業所の佐用岡地内水道工事跡舗装復旧工事に併せて実施しました経年劣化等により傷んだ松尾前山西線の路盤補修に係る工事負担金であります。

目3生活道路整備事業費、節12委託料19万4,260円及び節16公有財産購入費769万4,370円は、県道龍野線と町道新町聖徳台線の取り合い箇所の道路拡幅事業に係る用地2件分の鑑定料と土地購入費であります。

目4幹線道路整備事業費、節14工事請負費2,965万7,100円は、都市計画道路網干線外道路整備事業に係る糸井南糸井線及び網干線について擁壁工や路床工などの工事費であります。

118ページをお願いいたします。

項4都市計画費、目1都市計画総務費、節12委託料のうち用途地域見直し等業務委託料467万8,300円は、斑鳩地区や糸井地区での都市計画道路である龍野線や網干線の整備に伴い町の用途地域の見直しを検討したもので、沖代・米田地区事業構想検討業務委託料825万円は、都市計画道路揖保線の道路延長に伴う産業拠点の形成及び効果的な土地利用の実現に向けて令和6年12月に民間開発業者の事業化検討パートナー協定を締結し、事業計画、事業区域を検討したものです。節18負担金、補助及び交付金のうちまちづくり活動助成金237万3,847円は、福地まちづくり協議会、沖代まちづくりプロジェクト推進委員会及び米田まちづくり特別委員会に対し福地地区の建築制限の緩和や沖代・米田地区の土地利用推進に向けた地区計画の素案作成に係る活動費の一部を補助したものであります。

目2下水道事業費、節23投資及び出資金4億2,466万742円及び節27繰出金4億6,594万5,463円は、企業債償還や雨水処理費などへの繰出金であります。

120ページをお願いいたします。

目4公園事業費、節12委託料52万6,900円は、現在地下ケーブルの施工不良による契約不適合責任により係争中であります総合公園工事について、裁判の論点整理の根拠資料として必要になったため、管路の掘削調査と変形調査を実施したものであります。

122ページをお願いいたします。

款9消防費、項1消防費、目1常備消防費、節18負担金、補助及び交付金3億9,143万7,503円は、西はりま消防組合への負担金であります。

124ページをお願いいたします。

目3消防施設費、節17備品購入費4,422万円は、購入から20年以上が経過し老朽化した消防団の消防ポンプ自動車2台をオートマチック限定普通自動車免許に対応した車両に更新したものであります。

目4災害対策費、節10需用費のうち消耗品費、災害対策用479万4,714円は、災害備蓄目標数の不足数を補うため、アルファ化米や毛布等を購入した費用であります。

126ページをお願いいたします。

節12委託料のうち石海小学校防災倉庫等改修工事実施設計委託料43万1,000円は、災害時の迅速な避難所の立ち上げを目的として防災備蓄倉庫を石海小学校に整備するための設計を委託したものであります。節14工事請負費のうち防災行政無線2期工事費9,768万円は、令和元年度に整備いたしました防災行政無線の音達区域改善を目的として子局のスピーカーの増設やスピーカーの向きを改善したものです。また、J-ALETR専用アンテナ設置工事費268万2,900円

は、兵庫衛星通信ネットワークシステムの共同アンテナから J－A L E R T 専用アンテナを分離、独立して整備したものであります。

款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費、節9交際費11万6,119円の内訳は、慶弔費が7件で3万2,572円、涉外費が14件で7万2,088円、賛助費が1件で4,000円、その他が3件で7,459円であります。

飛びまして、132ページをお願いいたします。

目4教育支援センター費、節14工事請負費のうち教育支援センタートイレ整備工事費1,967万9,000円は、旧中央公民館ふれあいホールに移転しました教育支援センターに屋外トイレを整備したものであります。

134ページをお願いいたします。

項2小学校費、目1学校管理費、節14工事請負費のうち太田小学校南館受水槽設備等更新工事費2,341万9,000円は、学校における安全で衛生的な飲料水の確保や初期火災に必要な消防機能を再整備するため、老朽化した受水槽等の簡易専用水道設備や消化ポンプ等の屋内消火栓設備を更新したものです。また、龍田小学校屋上防水等改修工事費864万6,000円及び石海小学校屋上防水改修工事費858万円は、令和6年4月のひょう被害に係る復旧工事を実施したものであります。

136ページをお願いいたします。

目2教育振興費、節13使用料及び賃借料のうち大型提示装置リース638万7,920円は、経年劣化した天つり型プロジェクターを撤去し新たに電子黒板を導入したものであります。

140ページをお願いいたします。

項3中学校費、目1学校管理費、節14工事請負費のうち太子西中学校南校舎トイレ改修工事費1億3,530万円は、同校南校舎のトイレの洋式化を行い生徒が快適で安心して使用できるように教育環境を改善したものであります。

144ページをお願いいたします。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費、節14工事請負費126万5,000円は、令和5年度に実施した斑鳩幼稚園南園舎東棟解体工事により西棟廊下に激しく雨が吹き込み特別教室への通行に不自由を来したため、壁の設置工事を行ったものであります。

148ページをお願いいたします。

項5社会教育費、目2公民館費、節14工事請負費のうち龍田公民館空調設備更新工事費214万5,000円は、老朽化による1階学習室及び2階和室の空調機器の更新工事を実施したものであります。

152ページをお願いいたします。

目5文化財保護費、節12委託料のうち遺跡発掘調査作業委託料221万6,500円及び町内遺跡確認調査測量委託料70万5,838円は、通常の調査のほか太子町都市計画マスタープラン等に基づいて実施される沖代・米田地区事業構想検討業務に先立ち事業対象区域の試掘調査を実施したものであります。

154ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金のうち屋台保存活動助成金250万円は、自治総合センター助成金を活用し糸井屋台改修事業に対し助成をしたものであります。

158ページをお願いいたします。

目7会館管理費、節12委託料のうち文化会館外建物維持改修実施設計業務委託料3,080万円は、特定天井の耐震化や更新が必要なエアコン、エレベーター、照明設備のLED化を含めた施

設整備等の維持改修に係る実施設計を委託したものです。

少し飛びまして、166ページをお願いいたします。

項6保健体育費、目2体育館費、節11役務費のうち汚水くみ取り手数料26万1,800円及び節14工事請負費101万2,000円は、経年劣化により故障しました汚水ポンプ機器の更新に係る費用であります。

168ページをお願いいたします。

目3総合公園管理費、節12委託料のうち公認改修工事実施設計委託料496万6,500円は、陸上競技場4種公認工事をするための実施設計を委託したものであります。節17備品購入費119万6,857円は、経年劣化した総合公園内のベンチや刈払機等を購入した費用であります。

170ページをお願いいたします。

目4給食センター費、節12委託料のうち給食費管理システム改修委託料414万2,600円は、自治体情報システムの国標準準拠システムへの移行に対応するため、給食費管理システムの改修を行ったものであります。

次に、歳入について説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款1町税、項1町民税、目1個人は15億8,636万9,004円で、対前年度比8.0%の減であります。これは令和6年度税制改正に基づく定額減税分の所得割の減少によるものであります。

目2法人は1億6,267万2,450円で、前年度比7.6%の増、項2固定資産税、目1固定資産税は19億7,758万8,819円で、対前年度比0.1%の増であります。これは主に設備投資に伴う償却資産分の増加によるものであります。

12ページをお願いいたします。

款4配当割交付金5,861万5,000円及び款5株式等譲渡所得割交付金7,728万2,000円並びに款6法人事業税交付金6,765万9,000円は、企業業績の回復や活発な株取引に伴う県税収入の動向により前年度比増収となっております。

14ページをお願いいたします。

款10地方特例交付金、項1地方特例交付金1億9,687万5,000円は、定額減税による減収分の補填により前年度から1億5,498万4,000円の増収となっております。

款11地方交付税28億8,033万4,000円は、原資となる国税収入の増加などにより前年度比で増収となっております。

16ページをお願いいたします。

款13分担金及び負担金、項1負担金、目2教育費負担金、節1教育総務費負担金のうち学校給食費保護者負担金1億4,069万5,244円及び学校給食費保護者負担金過年度分30万8,520円は、学校給食に係る食材購入費に対する保護者負担分であります。

飛びまして、22ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費補助金のうちデジタル基盤改革支援補助金7,077万1,000円は、自治体情報システム標準化に係る事業に対する補助金であります。また、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金5億4,888万6,252円は、町の令和6年度同交付金実施計画に基づき地域経済や住民生活を支援する経費に配分されたものであります。節2戸籍住民基本台帳費補助金のうちマイナンバーカード交付事務費補助金929万5,000円は、マイナンバーカード交付事務に係るものであります。また、社会保障・税番号制度システム整備補助金1,064万8,000円及び戸籍情報システム整備費補助金321万2,000円は、戸籍及びその付票、住民票への氏名振り仮名記載のためのシステム改修に係るものであります。

目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金のうち地域生活支援事業補助金1,175万2,000円は、日常生活用具給付事業等に係るもので、またひきこもり支援推進事業補助金432万8,000円は、ひきこもり支援ステーション事業に係るものであります。節2児童福祉費補助金のうち利用者支援事業（こども家庭センター型）補助金1,864万9,000円は、虐待等管理システムの導入やこども家庭センターの運営に係るものであります。また、子ども・子育て支援事業費補助金945万1,000円は、児童手当システムの改修を含めた児童手当法の改正に伴う事業に係るものであります。

24ページをお願いいたします。

目4土木費国庫補助金、節1道路橋りょう費補助金のうち都市計画道路整備費補助金704万4,000円は網干線外道路整備事業に係るもので、橋梁長寿命化事業補助金9,080万5,000円は中道跨線橋修繕工事などに係るものであります。

26ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費補助金のうち躍動する兵庫応援事業補助金800万円は、総合公園利用者の増進、道路や橋梁の維持修繕など、県重点施策等と連動する町の施策に県の支援を受けたものであります。

28ページをお願いいたします。

目4農林水産業費県補助金、節1農業費補助金のうち水利施設等保全高度化事業補助金（ほ場整備）1,500万円は、石海中部地区調査設計業務に係る県補助金であります。

32ページをお願いいたします。

項3委託金、目6教育費委託金、節1教育振興費委託金のうち中学校部活動の地域移行等に向けた実証事業運動部委託金4万180円は、町立中学校の運動部活動の地域移行に係るものであります。

款17財産収入、項2財産売払収入、目1物品売払収入のうち公用車売払収入203万9,899円は、消防ポンプ車2台を車両更新に伴い売却したものであります。

34ページをお願いいたします。

目2不動産売払収入5,325万8,000円は、主に旧斑鳩保育所の土地を売却したものであります。

款18寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金、節1総務管理費寄附金のうち2億6,435万7,430円は、1万3,358件の申込みがあったふるさと応援寄附金であります。また、企業版ふるさと応援寄附金130万円は、3社から寄せられた寄附金であります。

款19繰入金、項1基金繰入金、目4交通安全対策基金繰入金602万8,044円は、交通啓発用看板購入や区画線補修工事などの交通安全対策事業の財源、目5森林環境整備促進基金繰入金198万円は、松尾竹林整備及び楯岩城の森林整備の財源、目6新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金繰入金1,171万9,583円は、経営継続支援緊急対策利子補給金の財源にそれぞれ取り崩したものであります。

38ページをお願いいたします。

款21諸収入、項3雑入、目2雑入、節3衛生費雑入のうち新型コロナワクチン接種助成金1,058万2,500円は、定期接種化された新型コロナワクチン予防接種事業に対する助成金であります。

42ページをお願いいたします。

款22町債、項1町債、目7臨時財政対策債、節1臨時財政対策債3,497万7,000円は、普通交付税の増額に伴い前年度比で減額となっております。

以上で一般会計決算の詳細説明とさせていただきます。

続いて、認定第2号令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

12ページの歳出から説明いたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、国民健康保険事業の運営に要する人件費並びに事務処理に要する経常的な経費であります。前年度比約1,598万円増額しておりますが、主な要因は給料、委託料等の増によるものであります。

項2徴税費、目1賦課徴収費は、国民健康保険税の賦課徴収事務に要する経常的な経費で納税通知書の印刷経費や郵送経費などを支出しております。前年度比約36万円の増であります。主な要因は通信運搬費の増によるものであります。

14ページをお願いいたします。

款2保険給付費は、医療機関で診察、治療等でかかった費用のうち国保が支払う費用になります。前年度より約7,311万円減少し、3.28%の減となっております。医療技術の高度化により1人当たりの医療費は増加いたしましたが、団塊の世代の被保険者が多数後期高齢者医療制度へ移行したことから医療費が全体的に減少したものであります。この保険給付費に係る費用については、その全額が県から保険給付費等交付金として措置されることになっております。

18ページをお願いいたします。

款3国民健康保険事業費納付金8億4,274万1,675円は、県から全額交付される保険給付費等交付金の財源として市町が県へ納めるものであり、県より各市町へ割り振られた納付金であります。

項1医療給付費分5億8,144万5,206円は、保険給付の一部であり、項2後期高齢者支援金等分1億9,492万3,878円は、全ての75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度による保健事業に対し国民健康保険を含む全ての保険者が公平に財政負担するための経費であります。

項3介護給付費分6,637万2,591円は、40歳以上65歳未満の被保険者に係る介護保険料相当額を県へ納め、県から社会保険診療報酬支払基金に納付するものであります。

款4保健事業費、項1保健事業費、目1保健衛生普及費は、後発医薬品の普及を促進し費用負担抑制につなげるために実施しております。先発医薬品から後発医薬品に切り替えた場合の利用差額通知等に係る経費であります。決算額は前年度比約10万円の増となっております。

項2特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費は、平成20年度から高齢者の医療の確保に関する法律に基づき全保険者に義務づけられた特定健診・特定保健指導等に係る経費で1,281万8,815円を支出しております。特定健診では1,394名の方が受診され、そのうち51名が特定保健指導を実施しております。受診率は前年度より0.8ポイント上がり30.4%となっております。

20ページをお願いいたします。

款5基金積立金は、令和6年度において財政調整基金から生じた利子38万7,493円を基金に積み立てたものであります。なお、令和6年度末の国民健康保険財政調整基金残高は2億1,835万6,931円となっております。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金2,154万4,728円につきましては、県から交付される保険給付費等交付金の超過交付分などを返還したものであります。

続いて、歳入について御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款1国民健康保険税の総額は5億6,170万894円で、前年度比約280万円の増となっております。加入者数は減少いたしましたが、税率改正と収納率の上昇により保険税収入総額が増加した

ものであります。

6ページから8ページにかけて、款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金の総額は23億702万1,463円で、節1普通交付金は町の保険給付費を補うものであります。節2特別交付金のうち備考欄に記載の保険者努力支援制度交付金1,457万1,000円は、予防健康づくりをはじめとする医療費適正化等に取り組む努力に対し財政支援が行われるものであります。

款5繰入金の決算額は2億9,023万894円で、前年度比3,273万円増加しております。これは主に項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金の増によるものであります。

項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節6その他一般会計繰入金につきましては、これまでどおり財政補填のための一般会計繰入れ、いわゆる赤字繰入れは行っておりませんが、平成30年度から県の指示により地方単独事業である福祉医療の実施に伴う国庫負担金の減額調整分として1,093万2,289円を一般会計より繰り入れております。

項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、実質収支算定のため予算の範囲内で3,895万5,000円を繰り入れております。前年と比較しまして約2,706万円の増となっております。1人当たりの医療費が増加したこと等による歳出の増に対し、年齢構成の変化や保健事業の実績等による歳入の減が要因であります。

款6繰越金の総額は1,108万1,825円で、令和5年度決算に生じた実質収支額であります。

10ページをお願いいたします。

款7諸収入の総額は598万1,940円で、前年度比約1,103万円の減少であります。項3雑入、目2一般被保険者第三者納付金が減少したことが主な減少の要因であります。

款8国庫支出金、項2国庫補助金、目1社会保障・税番号制度システム整備費補助金は総額594万円で、令和6年12月からマイナ保険証への移行に伴うシステム改修に係る補助金であります。

以上、国民健康保険特別会計の決算の詳細説明とさせていただきます。

続いて、認定第3号令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

14ページの歳出から説明いたします。

款1総務費、項1総務管理費につきましては、介護保険事業の運営に要する人件費並びに経常的な経費で総額2,589万2,091円を支出しております。

14ページから16ページまでにわたります項2徴収費につきましては、介護保険料の賦課徴収事務に要する経常的な経費であります。

16ページをお願いいたします。

項3介護認定審査会費、目1介護認定審査会費につきましては、介護認定審査会の運営に要する経常的な経費であります。令和6年度は認定審査会を46回開催し、延べ1,350件の審査判定を行いました。

目2認定調査等費につきましては、認定調査員4名分の報酬と主治医意見書作成手数料が主なものです。

16ページから20ページまでにわたる款2保険給付費につきましては、前年度比9,763万7,540円の増であります。内訳としまして、要介護と認定された方に対するサービス費である項1介護サービス等諸費は前年度比3.4%の増、要支援と認定された方に対するサービス費である項2介護予防サービス等諸費は前年度比24.7%の増となっております。

また、20ページの項4高額介護サービス等費及び項5高額医療合算介護サービス等費につきましては、介護サービス費等の自己負担額が一定額以上になったときに払い戻されるサービス費

で、前年度比2.4%の増及び5.4%の減、項7特定入所者介護サービス等費につきましては、特定施設に入所している低所得者の食費及び居住費に係る自己負担額の一定額以上を支給するサービス費で、前年度比2.0%の増となっております。

20ページから22ページにわたる款3地域支援事業費、項1介護予防生活支援サービス事業費につきましては主に訪問型サービス費、通所型サービス費の経費等で、項2一般介護予防事業費につきましては介護予防事業に係る経費であります。

22ページから28ページまでにわたる項4包括的支援事業・任意事業費につきましては、地域包括支援センター事業の運営に要する人件費並びに経常的な経費及び包括的支援に係る事業費であります。内訳でありますと、24ページの目1包括的支援事業費が4,396万9,746円、目2任意事業費が495万5,565円、26ページの目3在宅医療介護連携推進事業費が54万8,090円、目4生活支援体制整備事業費が742万6,014円、目5認知症総合支援事業費が1,076万7,945円、目6地域ケア会議推進事業費が20万円となっております。

次に、款4基金積立金につきましては、令和6年度決算に基づく保険料収支額及び基金利子、合計で6,704万8,000円を介護給付費準備基金に積み立てております。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1保険料還付金につきましては介護保険料の還付金で、目2償還金につきましては令和5年度分の事業精算の結果による国庫、県、支払基金への返還金であります。

項2繰出金につきましては、低所得者保険料軽減負担金の県費分6,615円を返還するために一般会計へ繰り出したものであります。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款1保険料につきましては、現年度分と滞納繰越分を合わせまして6億9,724万8,685円を収納しております。普通徴収分の収納率は95.1%、滞納繰越分の徴収率は24%で、普通徴収分は前年と比較しまして1.2ポイント増加、滞納繰越分は5.4ポイント増加しております。

款2分担金及び負担金につきましては、兵庫県から委託を受けました介護認定に係る負担金など11万500円、款3使用料及び手数料につきましては、ケアプラン作成手数料など365万2,300円が収入されております。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金につきましては、保険給付費の国庫負担分である4億6,631万6,762円となっております。

8ページをお願いいたします。

項2国庫補助金につきましては、目1調整交付金が3,630万6,000円、目2地域支援事業交付金（総合事業）が1,058万9,209円、目3地域支援事業費交付金（総合事業以外）が2,518万8,781円、目4保険者機能強化推進交付金が308万9,000円、目5保険者努力支援交付金が675万3,000円、目6介護保険事業補助金が148万5,000円となっております。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金につきましては、目1介護給付費交付金が過年度分と合わせて6億5,989万5,829円、目2地域支援事業交付金が1,492万3,000円となっております。

8ページから10ページまでにわたる款6県支出金につきましては、項1県負担金、目1介護給付費負担金が過年度分と合わせまして3億3,812万666円、項2県補助金、目1地域支援事業費交付金（総合事業）が667万3,750円、目2地域支援事業交付金（総合事業以外）が1,269万9,994円となっております。

10ページをお願いいたします。

款7財産収入につきましては、介護給付費準備基金預金利子として58万7,790円を収入してお

ります。

款8繰入金、項1一般会計繰入金につきましては、目1介護給付費繰入金が3億216万6,663円、目2地域支援事業繰入金（総合事業）が652万2,167円、目3地域支援事業繰入金（総合事業以外）が1,238万2,193円、目4低所得者保険料軽減繰入金が2,697万1,663円、目5その他一般会計繰入金が5,068万3,146円となっております。

款9繰越金につきましては、前年度収支の6,130万6,233円を収入しております。

10ページから12ページまでにわたります款10諸収入につきましては、令和6年度中に還付できませんでした項3雑入、目2返還金、介護保険料等還付未済金42万5,595円を含む62万8,445円を収入しております。

以上、介護保険特別会計決算の詳細説明とさせていただきます。

続いて、認定第4号令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明させていただきます。

歳出から説明をいたします。

10ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、後期高齢者医療の運営に要する人件費並びに事務処理に要する経常的な経費であります。前年度比で約1,421万円減少しております。

款1総務費、項2徴収費、目1賦課徴収費につきましては、年度の途中にお亡くなりになられたこと等により保険料額が変更になったことによる過誤納付還付金、また後期高齢者医療保険料を徴収するための保険料決定通知書や納付書の印刷製本費、郵送料であります。前年度比約35万円増加しております。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、令和6年3月分までの現年度分の保険料納付金として4億7,281万1,772円、過年度分の保険料納付金として1,215万4,253円、兵庫県後期高齢者医療広域連合の運営のための共通経費であります分賦金として1,523万4,681円、保険基盤安定繰入金納付金として9,277万6,004円、後期高齢者医療広域連合延滞金納付金として1,000円をそれぞれ兵庫県後期高齢者医療広域連合へ納付しております。前年度比で約6,060万円の増であります。

12ページをお願いいたします。

款3保健事業費、項1保健事業費、目1保健事業費の決算額は580万6,646円で、前年度比約57万円の減であります。節12委託料にあります特定健診委託料491万1,314円につきましては、平成20年度から高齢者の医療の確保に関する法律に基づき健康診査を実施し798名の方が受診されたものであります。また、歯科検診委託料24万5,000円につきましては、平成29年度より高齢者の死因として多い肺炎を予防するため歯科検診を実施し49名の方が受診されております。

続いて、歳入を説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。

款1保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1後期高齢者医療保険料、節1現年度分につきましては、特別徴収分として3億2,627万4,592円、普通徴収分として1億6,194万7,176円であります。

款2使用料及び手数料、項1手数料、目1督促手数料につきましては、2万9,500円であります。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金、合わせまして1億1,796万3,403円を繰入れしております。

款 5 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金につきましては、前年度繰越金として1,215万9,153円を収入しております。

8ページをお願いいたします。

款 6 諸収入、項 3 雑入、目 1 雑入のうち兵庫県後期高齢者医療広域連合より保険料還付金として31万1,198円を受入れしております。また、死亡、転出等により保険料額が変更となられた方について、事務処理上、年度末までに還付できなかった後期高齢者医療保険料の23万3,540円につきましては還付未済金として雑入に振り替え、翌年度の過誤納還付金に充当しております。

以上で後期高齢者医療特別会計の詳細説明とさせていただきます。

続いて、認定第5号令和6年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明させていただきます。

歳出から説明いたします。

8ページをお願いいたします。

款 1 墓園事業費、項 1 墓園事業費、目 1 一般管理費、節12委託料の墓園管理システム標準化対応業務委託料82万5,000円につきましては、現在住民記録システムに連動しております墓園管理システムのデータを新システムに移行するための準備作業に係る経費であります。節13使用料及び賃借料の墓園管理システム使用料99万円につきましては、平成29年度から導入しております墓園管理システムの使用料であります。節22償還金利子及び割引料の墓所返還還付金430万1,000円につきましては、継承者がいないなどの理由により返還された墓所11基分に係る墓園使用料の還付金であります。

目 2 墓園管理費、節12委託料の清掃業務委託料268万4,678円につきましては、除草、ごみ処理等の清掃業務であります。植木維持管理委託料278万800円につきましては、樹木の剪定、芝刈り、薬剤散布等の植木維持管理業務であります。

次に、歳入につきまして説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。

款 1 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 1 墓園使用料、節 1 墓園使用料の400万円につきましては、墓園永代使用料として町内4基分であります。令和6年度末の区画使用状況は889基となっております。

項 2 手数料、目 1 墓園手数料、節 1 墓園手数料619万250円につきましては、墓園年間管理手数料896基分であります。

款 3 繰入金、項 1 繰入金、目 1 他会計繰入金、節 1 一般会計繰入金につきましては、墓所返還還付金などを一般管理費へ充当するために繰り入れたものであります。

款 4 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金、節 1 繰越金につきましては、前年度の繰越金171万5,353円であります。

以上で墓園事業特別会計の詳細説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 認定第6号令和6年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定についての詳細説明を申し上げます。

5ページの損益計算書を御覧ください。

収益的収支を項目別に精算したのですが、下から3行目の当年度純利益321万8,240円が生じ、当年度の未処分利益剰余金となってございます。この未処分利益剰余金につきましては、繰越利益剰余金として処分を次年度に繰越しさせていただきます。

次に、8ページのキャッシュ・フロー計算書を御覧ください。

これは令和6年度の損益計算における純利益と貸借対照表の数値の年間変化を基に資金の増減を表したものでございます。

第1項の業務活動によるキャッシュ・フローでは1億3,820万9,342円が増加し、第2項の投資活動によるキャッシュ・フローでは有形固定資産の取得に伴う支出で5,967万7,522円が減少し、第3項の財務活動によるキャッシュ・フローでは企業債の償還による支出により3,924万7,051円が減少した結果、資金は3,928万4,769円増加して、期末残高は8億1,684万9,345円となりました。

次に、9ページの貸借対照表を御覧ください。

これは年度末現在の資産・負債及び資本の各項目の状況を総括表に表したものでございます。

まず、資産の部の第1項固定資産の合計は59億1,619万261円となっております。このうち第3号の投資、その他の資産の新規分は兵庫県令和6年度第3回公募公債1,000万円及び兵庫県令和6年度第4回公募公債1,000万円でございます。

次に、第2項の流動資産ですが、第1号の現金預金はキャッシュ・フロー計算書の期末残高8億1,684万9,345円で、このうち預金の残高は3億3,000万円でございます。流動資産の合計は8億8,678万2,653円、固定資産と合わせた資産合計は前年度比1億25万9,170円減の68億297万2,914円であります。

次に、10ページの負債の部、第3項の固定負債を御覧ください。

第1号には翌々年度以降に償還する企業債の残高、第2号に退職給付金引当金を計上しております、合計で9億8,771万7,508円でございます。第4項の流動負債につきまして、第1号は翌年度の企業債償還額4,987万5,624円でございます。第2号の未払金7,320万5,460円の内訳は、委託料などの営業未払金3,441万8,938円と工事請負費などの営業外未払金1,941万2,722円でございます。第3号の預り金7,424万696円は下水道使用料でございます。第4号の引当金と合わせた流動負債の合計は、2億264万6,780円となっております。また、第5項の繰延収益は第1号の長期前受金から第2号の収益化累計額を差し引いた19億646万4,013円でございます。固定負債と流動負債、繰延収益を合わせた負債合計は、30億9,682万8,301円となっております。

次に、11ページの資本の部を御覧ください。

第6項の資本金と第7項の剰余金につきましては、資本金が26億6,076万2,721円、剰余金が10億4,538万1,892円であります、資本金合計が37億614万4,613円、負債と資本の合計は68億297万2,914円で、9ページの資産合計と同額でございます。

14ページ以降は決算に関する説明書でございます。

14ページの事業報告書を御覧ください。

第1項の概況では、第1号に総括事項として令和6年度の配水量や給水人口などの動向、営業や建設改良の取り組み、経理状況を、15ページの第2号には経営指標に関する事項、16ページの第3号には議案の議決状況、第5号には職員の状況について記述しており、17ページ以降には工事や業務等の状況を上げてございます。今後とも老朽管更新を実施してまいりますので、所要の財源確保と計画的な事業執行に努めてまいります。

次に、22ページの収益費用明細書を御覧ください。

(款) 事業収益の主な部分では、(項) 営業収益、(目) 給水収益の(節) 水道使用料は前年度に物価高騰対策上水道基本料金減免を実施したため、前年度比2,331万653円増の3億5,701万9,378円、(目) 受託工事収益は給水管修繕工事の受託により前年度比3万9,593円増の13万9,096円、その他の営業収益では材料、売却収益、手数料、加入料の増により前年度比553万4,568円増の4,203万3,556円となっております。

(項) 営業外収益では、(目) 標助金、(節) 他会計標助金が、前年度に当たった上水道基本料金減免に係る標助金の皆減により前年度比2,734万9,337円減の287万663円となっております。

23ページを御覧ください。

(款) 事業費用の(項) 営業費用、(目) 原淨水費は、前年度比423万7,746円減となっておりましたが、主に沖代水源地を廃止したことによる賃借料の減によるものでございます。

24ページを御覧ください。

(目) 配水費につきましては、主に衛星画像による広域漏水調査に係る県への負担金112万9,000円の皆増より前年度比229万1,956円の増となっております。

25ページを御覧ください。

(目) 給水費ですが、前年度比295万6,729円の増となっておりますが、主に職員異動に係る人件費の増によるものでございます。

(目) 総係費につきましては、349万5,725円の増となりましたが、主に退職給付引当金繰入額の増によるものでございます。

26ページを御覧ください。

(目) 減価償却費は、吉福閥連工事の償却開始により前年度比1,555万1,049円増の2億3,565万6,960円となりました。

(項) 特別損失、(目) 過年度損益修正損8万8,678円は、過年度分使用分の漏水認定による水道料金の還付、減額による費用でございます。

次に、27ページの資本的収入及び支出明細書を御覧ください。

(款) 資本的収入、(項) 企業債に建設改良事業として990万円を借り入れております。

(款) 資本的支出の(項) 建設改良費、(目) 配水施設改良費では、工事発注支援業務委託及び鵜地内配水管布設工事等に総額4,421万8,539円を支出しております。

(目) 固定資産購入費、(節) 機械及び装置購入費1,345万3,000円は、老原淨水場や立岡山北配水池の各施設の計装設備等について経年劣化や不具合等の発生のため更新したものでございます。

28ページを御覧ください。

(項) 投資有価証券購入費2,000万円は、兵庫県発行の地方債を購入したものでございます。

以上で認定第6号令和6年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、認定第7号令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について詳細説明を申し上げます。

それでは、5ページの損益計算書を御覧ください。

収益的収支を項目別に整理したのですが、下から3行目の当年度純利益として1億2,785万194円が生じ、当年度の未処理欠損金は7,291万4,863円となっております。

次に、8ページのキャッシュ・フロー計算書を御覧ください。

これは令和6年度の損益計算における純利益と貸借対照表の数値の年度間変化を基に資金の増減を表したものでございます。

第1項の業務活動におけるキャッシュ・フローでは3億8,956万4,947円が増加し、第2項の投資活動によるキャッシュ・フローでは有形固定資産及び無形固定資産の取得に伴う支出で3,609万1,691円が減少、第3項の財務活動によるキャッシュ・フローでは企業債の償還により2億7,247万5,704円が減少した結果、資金は8,099万7,552円増加して、期末残高は4億4,602万6,995円となりました。

次に、9ページの貸借対照表を御覧ください。

これは年度末現在の資産・負債及び資本の各項目の状況を総括表に表したものでございます。

まず、資産の部の第1項固定資産の合計は179億3,323万2,565円となっております。

次に、第2項の流動資産ですが、第1号の現金預金はキャッシュ・フロー計算書の期末残高4億4,602万6,995円でございます。流動資産の合計は6億7,140万8,711円、固定資産と合わせた資産合計は186億464万1,276円でございます。

次に、10ページの負債の部、第3項の固定負債を御覧ください。

第1号には翌々年度以降に償還する企業債の残高、第2号に退職給付引当金を計上しております、合計57億8,323万3,125円でございます。第4項の流動負債につきまして、第1号は翌年度の企業債償還額8億6,703万9,556円でございます。第2号の未払金1億1,080万2,389円の内訳は、下水道使用料徴収事務の負担金及び委託料などの営業未払金と工事請負費などの資本的支出の未払金でございます。第3号の引当金と合わせた流動負債の合計は、9億8,024万6,945円となっております。また、第5項の繰延収益は、第1号の長期前受金から第2号の収益化累計額を差し引いた64億9,941万6,005円でございます。固定負債と流動負債、繰延収益を合わせた負債合計は132億6,289万6,075円となっております。

次に、資本の部を御覧ください。

第6項の資本金と第7項の剰余金につきましては、資本金が53億8,466万64円、剰余金は欠損金を差し引いたマイナス4,291万4,863円でありまして、資本金合計が53億4,174万5,201円、負債と資本の合計は186億464万1,276円で、9ページの資産合計と一致してございます。

13ページ以降は、決算に関する説明書でございます。

13ページの事業報告を御覧ください。

第1項の概況では、第1号に総括事項として当町における下水道事業の状況、令和6年度の水洗化人口などの動向、営業や建設改良の取り組みと経理状況、14ページの第2号には経営指標に関する事項、15ページの第3号には議案の議決状況、第5号には職員の状況について記述しており、16ページ以降には工事や業務等の状況を上げてございます。今後も将来にわたり安定的に事業を運営するため、定期的な使用料の見直しを検討するとともに経費節減に取り組み、経営健全化に努めます。

続きまして、20ページの収益費用明細書を御覧ください。

(款) 下水道事業収益の主な部分では、(項) 営業収益、(目) 下水道使用料の(節) 下水道使用料が前年度比2,639万8,062円増の5億4,303万9,278円、(節) 前処理場使用料が前年度比35万7,250円減の354万2,250円となっております。

(目) 他会計負担金、(節) 一般会計負担金は、雨水処理に係る経費の一般会計からの繰入金であり、194万2,329円となっております。

(項) 営業外収益では、(目) 他会計負担金、(節) 一般会計負担金は、分流式・不明水処理に係る経費の一般会計からの繰入金であり、2億4,483万2,858円となっております。

(目) 他会計補助金、(節) 一般会計補助金は、減価償却に係る経費の一般会計からの繰入金であり、2億1,917万276円となっております。

22ページを御覧ください。

(目) 処理場費の(節) 委託料のうち汚泥搬入施設維持管理業務として398万5,730円を支出しております。これは揖保川浄化センターへの生汚泥搬出時における立会、記録、報告、汚泥濃度の計測、分析、機器点検に係る人件費等を兵庫県に支払ったものでございます。

次に、(目) 流域維持管理経費の(節) 揖保川流域維持管理負担金2億9,873万3円は、一般

分として令和6年度分が処理水量468万2,566立方メートルに対する処理負担金を2億9,618万3,639円支出し、前処理場分として処理水量1万7,312立方メートルに対する処理負担金を254万6,364円支出しております。（節）兵庫西流域汚泥処理負担金では、しさと生汚泥に対する償却負担金として300万912円を支出しております。

23ページを御覧ください。

（項）営業外費用、（目）支払利息及び企業債取扱諸費、（節）企業債利息では、下水道事業分と前処理事業分を合わせて9,812万7,362円を支出しており、前年度比1,562万7,718円の減となっております。

（項）特別損失、（目）過年度損益修正損33万540円は、漏水認定による下水道使用料に係る還付金を支出しております。

次に、24ページの資本的収入及び支出明細書を御覧ください。

（款）資本的収入、（項）受益者負担金につきまして875万5,800円を収入しており、前年度比225万8,200円の増となっております。

（項）他会計出資金、（目）他会計出資金は、企業債償還元金への一般会計からの繰入金であり、4億2,466万742円となっております。

（項）国庫補助金、（目）国庫補助金では、雨水1.4号幹線整備工事に係る現場技術業務委託、公共下水道ストックマネジメント計画策定業務委託、マンホール蓋更新工事、網干線下水道管布設工事及び雨水1.4号幹線整備工事に係る補助金であり、8,950万5,000円となっております。

（項）企業債、（目）企業債につきましては、公共下水道事業債、流域下水道事業債、資本費平準化債を合わせまして1億7,140万円を借り入れており、前年度比2,150万円の増となっております。

25ページを御覧ください。

次に、（款）資本的支出の（項）建設改良費、（目）施設整備費、（節）委託料につきましては、主に雨水1.4号幹線整備工事に係る現場技術業務委託などで合わせて2,653万9,700円を支出しております。（節）工事請負費につきましては、主に公共ます等の設置工事、網干線下水道管布設工事、雨水1.4号幹線整備工事のほかに老朽化したマンホール蓋の更新工事などで合わせて7,317万7,574円を支出しております。

（目）流域下水道事業建設負担金につきましては、一般下水道事業分として1,976万1,329円を、前処理場分として201万4,201円を支出しております。これは揖保川流域下水道の処理場の建設事業費から国庫補助分及び県負担金を除いた事業費を関係3市1町が負担するものでございます。

（項）企業債償還金、（目）企業債償還金につきましては、下水道事業分、前処理場事業分に係る負担金として合わせて8億6,853万6,446円を支出しており、前年度比8,400万8,659円の減となっております。

以上で認定第7号令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計決算認定について詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（首藤佳隆） これで日程第36、認定第1号から日程第42、認定第7号までの提案理由の説明が終わりました。

ここで、令和6年度一般会計、特別会計及び企業会計の7会計決算については法令に基づいて監査委員の決算審査を受けていますので、代表監査委員から決算審査の説明を求めます。

朝生有恒代表監査委員。

○監査委員（朝生有恒） 令和6年度兵庫県太子町一般会計・特別会計決算審査意見を申し上げます。

審査対象につきましては、1、兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算、2、兵庫県太子町特別会計歳入歳出決算、内訳は国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、墓園事業の4特別会計でございます。3、附属書類は、兵庫県太子町歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、証書類でございます。

審査期間は、令和7年7月15日から令和7年8月7日までございます。

実施の方法につきましては、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び附属書類はその計数が正確であるか、予算の執行が適正に行われているか、財産に関する事務が法令に準拠して処理されているかなどの点について審査をしました。また、基金については、その設置目的に沿って適正に運用されているか、計数は正確であるかなどを審査しました。

なお、審査の過程では関係職員からの説明を聴取するとともに例月出納検査も参考にしております。

審査結果につきましては、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び附属書類の計数は正確であることを確認しました。また、基金の運用状況は、その設置目的に沿って運用され、計数は正確であると認めました。決算の個別意見については、記載のとおりでありますので御確認いただきますようお願いいたします。

続きまして、令和6年度兵庫県太子町水道事業会計決算審査意見を申し上げます。

審査対象につきましては、兵庫県太子町水道事業会計決算でございます。

審査日は、令和7年7月15日から令和7年8月7日まででございます。

審査の方法につきましては、審査に当たっては決算報告書及びその附属書類に基づいて係数の審査と会計内容が適正に行われているか、企業の経営及び財政状況が適正に表示されているかなどの点について審査を行いました。

なお、審査の過程では関係職員からの説明を聴取するとともに例月出納検査を参考にして審査を実施しました。

審査の結果につきましては、提出された決算書及び事業報告書、財務諸表はいずれも地方公営企業会計法令に準拠して作成され、また財政状態も適正に表示され、かつ計数は正確であることを確認しました。個別意見については、記載のとおりでありますので御確認いただきますようよろしくお願いいたします。

最後に、令和6年度太子町下水道事業会計決算審査意見を申し上げます。

審査対象につきましては、兵庫県太子町下水道事業会計決算でございます。

審査日は、令和7年7月15日から令和7年8月7日まででございます。

審査の方法は、審査に当たっては決算報告書及びその他附属書類に基づいて係数の審査と会計内容が適正に行われているか、企業の経営及び財政状況が適正に表示されているかなどの点について審査をしました。

なお、審査の過程では関係職員からの説明を聴取するとともに例月出納検査を参考にして審査を実施しました。

審査の結果は、提出された決算書及び事業報告書、財務諸表はいずれも地方公営企業会計法令に準拠して作成され、また財政状態を適正に表示され、かつ計数は正確であることを確認しました。個別意見については、記載のとおりでありますので御確認いただきたいと思います。

以上で令和6年度兵庫県太子町一般会計・特別会計決算審査についての報告を終わります。

○議長（首藤佳隆） 決算審査の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は8月28日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

(散会 午後3時16分)